

長野技術専門校運営協議会設置要領

(目的)

第1条 長野技術専門校の効果的・効率的な運営及び地域との連携を図るため、長野技術専門校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 長野技術専門校による自己評価結果に基づく改善策等に関すること。
- (2) 地域での学びの場としての校のあり方に関すること。
- (3) その他長野技術専門校の運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会の構成員は別表に掲げる者及び長野技術専門校長（以下「校長」という。）をもって充てる。ただし、必要に応じてその他の者を加えることができる。

- 2 協議会に会長を置き、会長は校長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。

(運営)

第4条 協議会は、校長が召集する。

- 2 協議会の進行は、会長が務める。
- 3 会長は必要に応じて、構成員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(公表)

第5条 協議会の協議内容について、長野技術専門校のホームページへの掲載により公表する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、長野技術専門校が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、その他運営に関係する事項については校長が定める。

(附則)

この要領は、令和元年6月27日から施行する。

別表

< 順不同 >

構 成 員
長野商工会議所理事（篠ノ井・松代担当）
長野工業振興会会長
（一社）長野県電設業協会長野支部長
長野県印刷工業組合理事長
長野県建設労連長埴建設労働組合書記長
長野県電気工事業工業組合長野支部長
長野県デザイン振興協会会長
篠ノ井公共職業安定所長
長野市商工労働課雇用促進室長
長野地域振興局商工観光課長
松代高等学校進路指導担当者